

1. ご相談先

障がいのある方、刑務所・少年院を出た方の雇用について、ご関心がありましたら、以下の相談機関にご相談ください。

■障がいのある方の雇用

ハローワーク網走

- ☒ 障がい者雇用について知りたい
 - ☒ 障がいのある方に対する求人の出し方を知りたい
- 【住所】網走市大曲1丁目1-3
【電話】0152-44-6287

■刑務所・少年院を出た方の雇用

釧路保護観察所 網走駐在官事務所

- ☒ 協力雇用主や奨励金について知りたい
 - ☒ 保護観察対象者はどういう人なのか不安がある
- 【住所】網走市台町1丁目4-15
【電話】0152-43-3619

コレワーク北海道

- ☒ 求人の条件に合う人がいる刑務所や少年院について教えてほしい
 - ☒ 雇用方法や制度がよく分からない…
- 【住所】札幌市東区東苗穂 1-2-5-5 札幌矯正管区 1 階
【電話】0120-29-5089（コレワークにつながります）

ハローワーク網走

- ☒ 刑務所や少年院への求人の出し方を知りたい
 - ☒ トライアル雇用に興味がある
- 【住所】網走市大曲1丁目1-3
【電話】0152-44-6287

2. チラシについて

チラシを同封しておりますので、よろしければご覧ください（リーフレット等から抜粋しているものもございます。）。

なお、制度のご利用に当たっては、対象や要件等がございますので、詳しくは、各相談先へお問い合わせください。

協力雇用主とは…?

犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主の方々です。

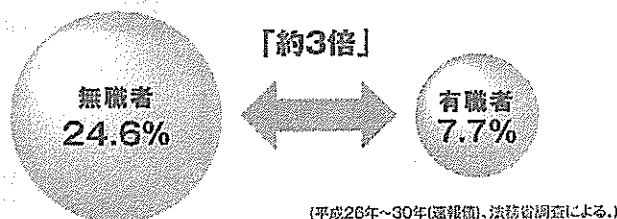
再犯防止を支える協力雇用主

犯罪や非行をした人たち(刑務所出所者等)は、再び地域に帰ってきます。

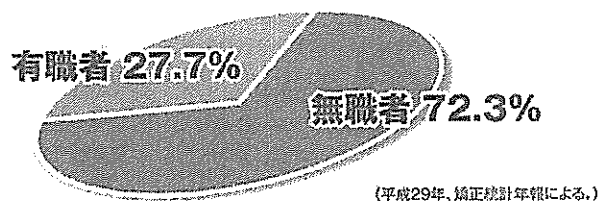
これらの人たちが再犯や再非行に至らないためには、仕事に就き、職場に定着して、責任ある社会生活を送ることが重要です。

一方で、保護観察終了者のうち無職者の再犯率は有職者の約3倍で、刑務所再入所者の約7割は再犯時に無職です。刑務所出所者等への就労支援を効果的に実施し、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々の存在が不可欠です。

▶ 無職者と有職者では、再犯率が大きく異なります



▶ 再犯をして刑務所に戻った人の多くが、仕事をしていませんでした



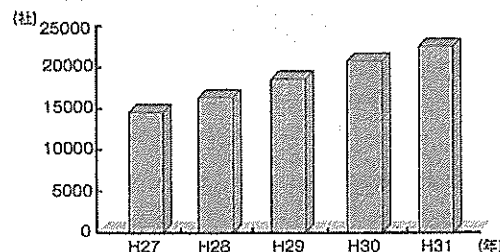
協力雇用主の現状

現在、全国に約22,000の協力雇用主がいらっしゃいますが、実際に刑務所出所者等を雇用して下さっている事業主は、そのうち約950にとどまっています。

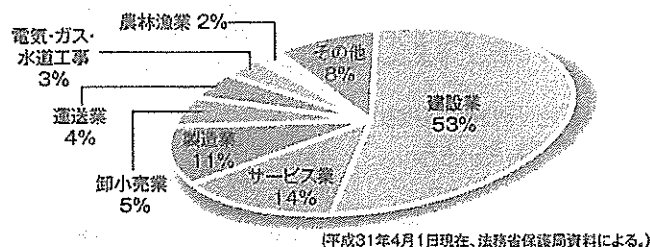
また、建設業、サービス業、製造業が全体の8割を占めるとともに、従業員規模100人未満の事業主が全体の8割を占めています。

刑務所出所者等の円滑な社会復帰・職場定着のためには、事業主の方々との適切なマッチングが重要です。そのため、幅広い業種の事業主の方々にご登録いただきたいと思います。

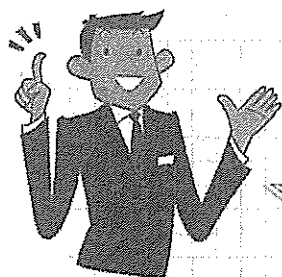
▶ 協力雇用主への登録は、年々増えています!



▶ 様々な業種の事業主の登録をお願いしています!



**地域に密着した多くの事業主の方々のご理解とご協力を!
是非、協力雇用主としてご登録ください!**



協力雇用主の意義は分かったけど、
実際に雇うことには、やっぱり不安があるなあ…



そんな協力雇用主の方々の不安を軽くする
ために、国の支援制度があります！

刑務所出所者等就労奨励金制度 (実際に雇用して下さった協力雇用主に 最長1年間奨励金を支給します。)

就労・職場定着奨励金

刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間、月額最大8万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していた、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

最大48万円

就労継続奨励金

刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円をお支払いします。

※ 刑務所出所者等に対して、就労継続に必要な技能や生活習慣等を習得させるための指導や助言等を実施していた、保護観察所にその状況の報告を行っていただきます。

最大24万円

身元保証制度

身元保証人を確保できない刑務所出所者等を雇用した日から最長1年間、刑務所出所者等により被った損害のうち、一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金をお支払いします。

最大200万円

トライアル雇用制度

刑務所出所者等を試行的に雇用した場合、最長3か月間、月額4万円をお支払いします。

※ 事前にトライアル雇用求人ハローワークに登録していただくとともに、雇用保険に加入していることが条件となります。

最大12万円

職場体験講習

刑務所出所者等に実際の職場環境や業務を体験させていただいた場合、講習委託費をお支払いします。

※ 社会保険に加入していることが条件となります。

最大2万4,000円

事業所見学会

刑務所出所者等に実際の職場や社員寮等を見学させることにより、就労への意欲を引き出します。

公共調達における雇用実績の評価

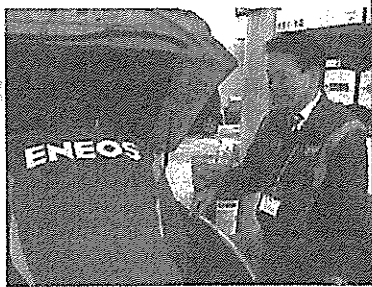
法務省発注の矯正施設に係る工事の一部の競争入札において、刑務所出所者等の雇用実績を評価する総合評価落札方式を採用しています。詳細は法務省ホームページをご覧ください。

http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00045.html

実際の雇用に当たっては、保護観察所が全面的にバックアップします。

協力雇用主としてのやりがい

(有)野口石油 代表取締役社長
野口 義弘 さん



野口石油は、一人ひとりの頑張りを評価しています。人は誰でも必ず一つは良いところを持っている。それらをお互いに認め引き出す職場にしています。

それは保護観察少年を雇ってからです。保護司である妻が担当していた16歳のK男でした。無免許暴走、窃盗、シンナーにも手を染め、家出を繰り返し、両親はいるが相談相手もなく、非行を重ねていました。本当は淋しがり屋で心のやさしい少年でした。劣等感が強く、自信の持てないK男に、当社の売り商品である「ポリマー洗車」の責任者に抜擢したところ見事に応えてくれ、私に信じ合うことの大切さを教えてくれました。それからは、保護観察所、警察、児童相談所等から相談があれば全て受け入れ、社員30名の半数は彼らで、皆頑張っています。

厳しいガソリンスタンド業界ですが、彼らのお陰で人手不足を経験したことがなく、経営を助けてもらっています。

この体験から私は、福岡県連合雇用主会長(就労支援事業者機構理事)に就任して会員の方々と連携し、更生保護事業の啓発にも努めています。

コレワーク

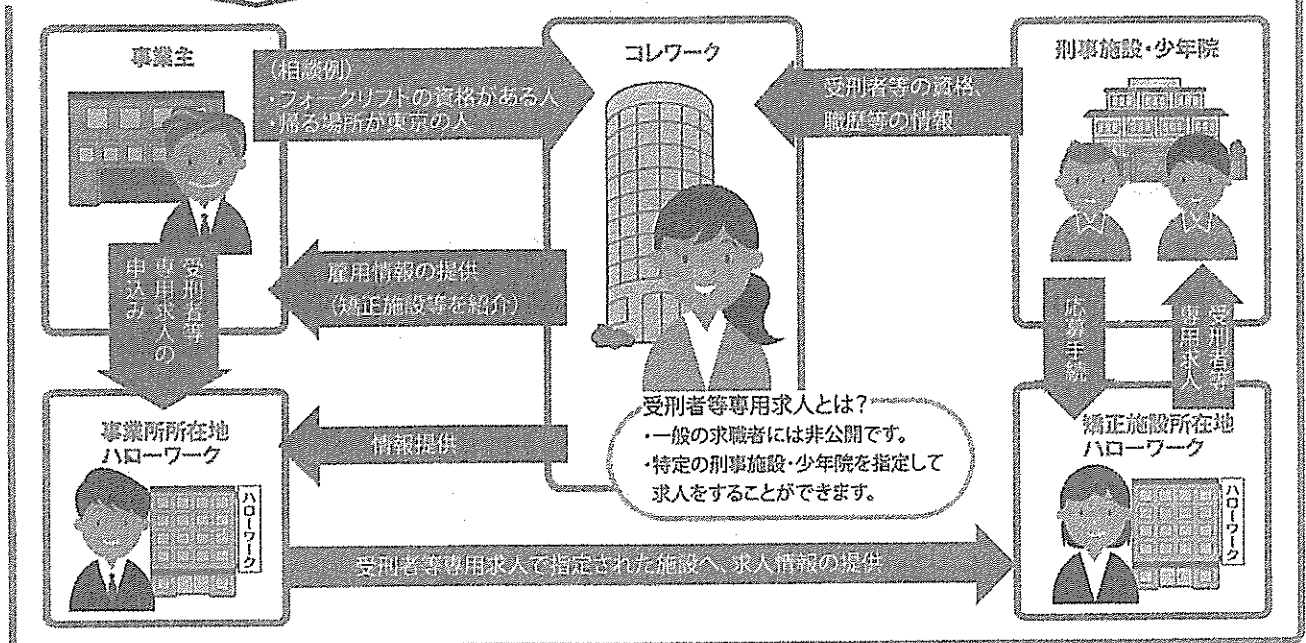
雇用から始まる社会貢献
法務省が応援します

コレワークの3つのサービス

1

雇用情報提供サービス

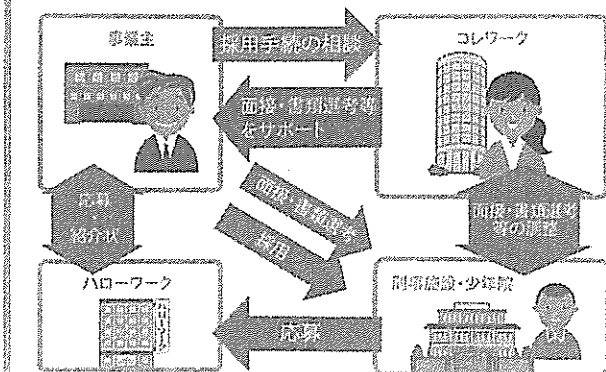
- 全国の受刑者等の資格、職歴、帰住予定地などの情報を一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を素早くご紹介



2

採用手続支援サービス

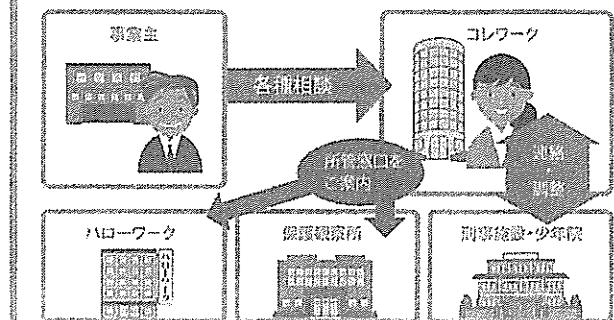
- 事業主の方の矯正施設での採用手続を幅広くサポート



3

就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に対する各種支援制度のご案内
- 事業主の方に対する矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会等のご案内



令和3年3月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、令和3年3月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	令和3年3月1日以降
民間企業	2.2% ⇒	<u>2.3%</u>
国、地方公共団体等	2.5% ⇒	<u>2.6%</u>
都道府県等の教育委員会	2.4% ⇒	<u>2.5%</u>

また併せて、下記の点についてもご注意くださいよう、お願いいたします。

留意点 対象となる事業主の範囲が、従業員43.5人以上に広がります。

▶ 従業員43.5人以上45.5人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

Q & A

Q 1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

- A 1. ①令和2年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和3年4月1日から同年5月15日までの間） 令和3年2月以前については現行の法定雇用率（2.2%）、令和3年3月のみ新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。
- ②令和3年度分の障害者雇用納付金について（※申告期間：令和4年4月1日から同年5月15日までの間） 新しい法定雇用率（2.3%）で算定していただくことになります。

Q 2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

- A 2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

▶ 「障害者雇用のご案内」：<https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/content/contents/000709727.pdf>

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の障害者雇用事例リファレンスサービスでは、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる企業の事例を紹介しています。

▶ URL：<https://www.ref.jeed.or.jp/>



「障害者トライアル雇用」のご案内

「障害者トライアル雇用」は、障害者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとさせていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障害者雇用への不安を解消することができます。

また、この制度の利用に当たっては助成金を受けることができます。事業主の皆さまには、「障害者トライアル雇用」を積極的に活用していただくようお願いします。

助成金の支給額

■ 対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3か月間）

障害者トライアル雇用求人事前にハローワーク等に提出し、これらの紹介によって、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合、助成金を受けることができます。

■ 精神障害者を初めて雇用する場合、月額最大8万円（最長3か月間）

精神障害者を初めて雇用する場合は、月額最大8万円の助成金を受けることができます。また、精神障害者は最大12か月トライアル雇用期間を設けることができます。ただし、助成金の支給対象期間は3か月間に限ります。

「障害者トライアル雇用」の対象者

「障害者の雇用の促進等に関する法律 第2条第1号」に定める障害者に該当する方が対象で、障害の原因や障害の種類は問いません。

次のいずれかの要件を満たし、障害者トライアル雇用を希望した方が対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している
- ② 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ③ 紹介日の前日時点で、離職している期間が6か月を超えている
- ④ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者

Q 短時間であれば働ける障害者を試行的に雇用する場合には？

A 精神障害者や発達障害者で、週20時間以上の就業時間での勤務が難しい人を雇用する場合、週10～20時間の短時間の試行雇用から開始し、職場への適応状況や体調などに応じて、トライアル雇用期間中に20時間以上の就労を目指す「障害者短時間トライアル雇用」制度もあります。

- ◆助成金の支給額は、対象者1人当たり、月額最大2万円（最長12か月間）
- ◆障害者短時間トライアル雇用求人提出が必要です。

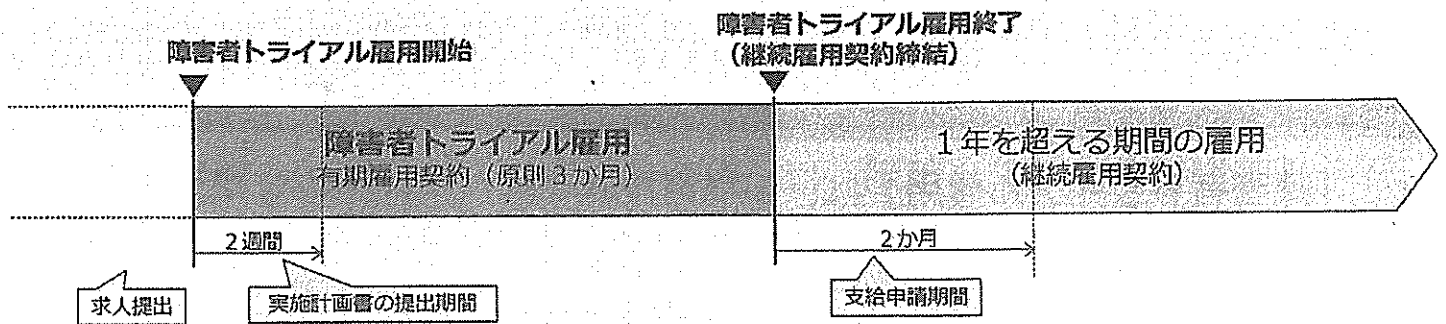
<ご注意>

- ◆求人数を超えた障害者トライアル雇用は、実施できません。
- ◆障害者トライアル雇用対象者の選考は、書類ではなく面接で行うようお願いいたします。



「障害者トライアル雇用」の流れ

ハローワークから紹介を受け、継続雇用契約を締結した場合



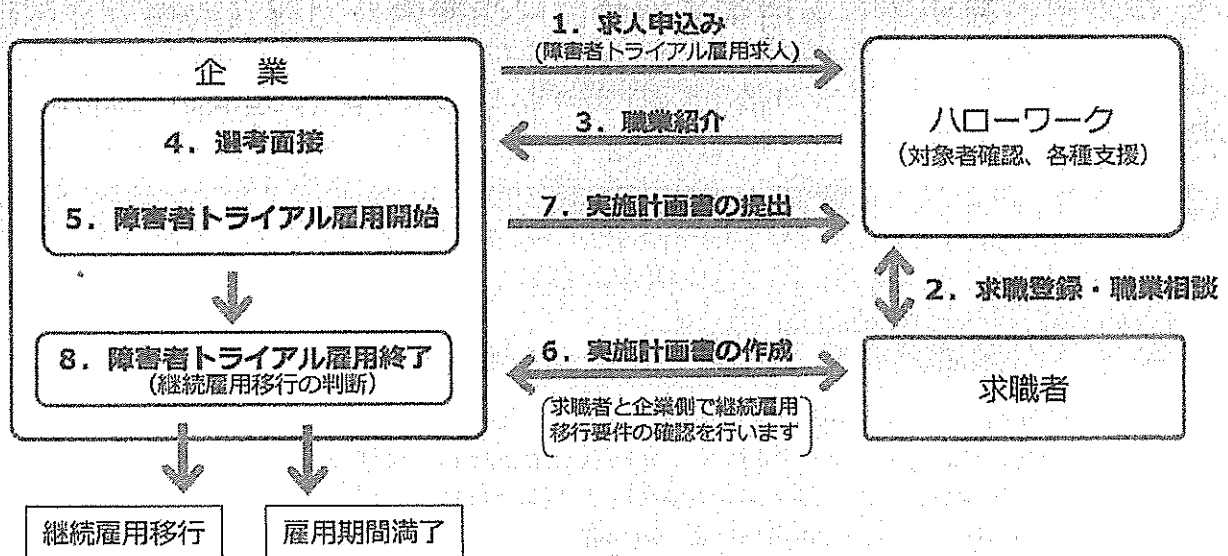
実施計画書：障害者トライアル雇用開始日から2週間以内に、対象者を紹介したハローワークに実施計画書を提出してください。実施計画書を提出する際は、雇用契約書など労働条件が確認できる書類を添付してください。

支給申請書：助成金を受給するためには、障害者トライアル雇用終了日の翌日から2か月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは労働局に支給申請書を提出する必要があります。申請期限を過ぎると助成金を受給できなくなりますので、ご注意ください。

※ 障害者トライアル雇用の途中で継続雇用へ移行した場合や自己都合で離職した場合、支給申請期間が変わります。速やかに対象者を紹介したハローワークへ連絡してください。

「障害者トライアル雇用」の仕組み

ハローワークから紹介を受けた場合



※次に該当する事業所等、支給対象にならない場合もありますので、ご注意ください。

1	基準期間（障害者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して6か月前の日から障害者トライアル雇用期間を終了する日までの期間をいう）に、障害者トライアル雇用を行う事業所において、雇用保険被保険者を事業主都合で離職させたことがある場合
2	基準期間に障害者トライアル雇用を行う事業所において、特定受給資格者となる離職理由のうち、「雇用保険被保険者離職票」の離職区分コードの1 Aまたは3 Aの理由によって離職した人の数を事業所全体の雇用保険被保険者数で割った割合が、6%を超えていた場合（この離職者数が3人以下の場合を除く）
3	高年齢者雇用確保措置をとっていなかったために、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条第2項」に基づく勧告を受けた後、支給申請日までにその是正がなされていない場合
4	障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業（A型）を行う事業所である場合（対象労働者を職員などの施設利用者以外の人として雇い入れる場合を除く）
5	障害者トライアル雇用を開始した日の前日から起算して過去3年間に、障害者トライアル雇用を行った事業所において、障害者トライアル雇用を実施した後に継続雇用する労働者として雇用されなかった障害者（障害者本人の都合による離職や本人の責めに帰すべき解雇等は除く）の数の障害者トライアル雇用結果報告書兼障害者トライアル雇用助成金支給申請書が提出されていない人の数を加えた数が3人を超え、継続雇用する労働者として雇用された数を上回っている場合

この他にも支給要件があります。詳しくは、都道府県労働局・ハローワークへお問い合わせください。

【令和3年4月現在】支給要件などが変更される場合があります。念のため、都道府県労働局またはハローワークにご確認ください。

高年齢者、障害者などの就職困難者を雇用する事業主をサポートします！！

特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)のご案内

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等[※]の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、助成金を支給します。

※ ハローワーク、地方運輸局、雇用関係給付金の取扱に係る同意書を労働局に提出している特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者

＜支給額＞

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

※（ ）内は中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。

【短時間労働者以外】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	60(50)万円	1年	30万円 × 2期 (25万円 × 2期)
身体・知的障害者	120(50)万円	2年(1年)	30万円 × 4期 (25万円 × 2期)
重度障害者等(重度障害者、45 歳以上の障害者、精神障害者)	240(100)万円	3年 (1年6か月)	40万円 × 6期 (33万円 [※] × 3期) ※第3期の支給額は34万円

【短時間労働者】

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者(60歳以上65歳未満)、 母子家庭の母等	40(30)万円	1年	20万円 × 2期 (15万円 × 2期)
障害者	80(30)万円	2年(1年)	20万円 × 4期 (15万円 × 2期)

※1 対象労働者は、雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の方に限ります。

※2 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

※3 中小企業とは、業種ごとに下表に該当するものをいいます。

小売業・飲食店	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数50人以下
サービス業	資本金もしくは出資の総額が5千万円以下または常時雇用する労働者数100人以下
卸売業	資本金もしくは出資の総額が1億円以下または常時雇用する労働者数100人以下
その他の業種	資本金もしくは出資の総額が3億円以下または常時雇用する労働者数300人以下

支給申請を行う前にご確認ください！

<対象労働者>

対象労働者（雇入れ日現在の満年齢が65歳未満の者に限る）	
イ 60歳以上の者	ヌ 沖縄失業者求職手帳所持者（45歳以上）
ロ 身体障害者	ル 漁業離職者求職手帳所持者（45歳以上）
ハ 知的障害者	ヲ 手帳所持者である漁業離職者等（45歳以上）
ニ 精神障害者	ワ 一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者（45歳以上）
ホ 母子家庭の母等	カ 認定港湾運送事業離職者（45歳以上）
ヘ 父子家庭の父（児童扶養手当を受給している方に限る）	ヨ その他就職困難者（アイヌの人々：北海道に居住している45歳以上の者であり、かつハローワークの紹介による場合に限る）
ト 中国残留邦人等永住帰国者	
チ 北朝鮮帰国被害者等	
リ 認定駐留軍関係離職者（45歳以上）	

※ アイヌの人々：「人権教育の為に国連10年」に関する国内計画（平成9年7月公表）に用いられている用語

※ 「雇用給付金取扱職業紹介事業者の標識を掲げる特定地方公共団体、有料・無料の職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者」の紹介による場合は、上記のヨに該当する者以外の者を雇い入れた場合に対象となります。

<対象となる事業主>

以下のすべてに該当する事業主です。

- ① 雇用保険の適用事業主であること
- ② 対象労働者（雇入れ日現在における満年齢が65歳未満の者に限る）をハローワーク、地方運輸局、適正な運用を期すことのできる特定地方公共団体、有料・無料の職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者の紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主であること
- ③ 対象労働者を雇用保険の一般被保険者として継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上（短時間労働者以外の重度障害者等を雇い入れる場合にあっては3年以上）であることをいう）が確定である※1と認められる事業主であること
※1：有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は、継続して雇用することが確定であると認められず、支給対象となりません
- ④ 対象労働者の雇入れ日の前後6か月間（以下「基準期間」という）に事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む）をしていないこと
- ⑤ 対象労働者の雇入れ日より前に特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の支給決定がなされた者を、支給申請日の前日から過去3年間に、その助成対象期間中に事業主の都合により解雇・雇止め等をしていないこと（平成30年10月1日以降に解雇・雇止め等をした場合に限る）
- ⑥ 基準期間に倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由の被保険者数が対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていない（特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く）こと
- ⑦ 対象労働者の出勤状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿など）を整備・保管し、管轄労働局長の求めに応じ提出または提示する、管轄労働局が行う実地調査に協力するなど、助成金の支給または不支給の決定に係る審査に協力する事業主であること
- ⑧ 対象労働者の雇入れ日より前に特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の支給決定の対象となった者※2のうち、雇入れ日から起算して1年を経過する日（以下「確認日A」という）が基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日Aの時点で離職※3している割合が25%※4を超えていないこと※5
※2：平成29年4月の改正前の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）の支給決定の対象となった者を含みます。
※3：「離職」には、雇用保険被保険者資格の喪失原因が「1」である者（対象労働者の死亡など）は含みません。原則、理由を問わず、すべての離職を含みます。ただし、以下に該当する者は除きます。
・雇用保険被保険者資格の喪失原因が「2」（対象労働者の死亡、事業主都合による離職等以外の者）である者のうち、天災その他やむを得ない理由によって事業の継続が不可能となったことによる解雇などの離職理由により離職した者
・同一事業所に継続して2年以上（助成対象期間が3年の者にあっては3年以上）雇用され、かつ、65歳以上の年齢で離職した者
・就労継続支援A型事業所のサービス利用者として雇用されていた者であって、離職理由がA型事業所の支援を受けたことによる一般就労への移行である者
※4：就労継続支援A型事業所が、平成29年4月30日以前に対象労働者を雇い入れている場合は、「25%」を「50%」と読み替えます。
※5：支給対象期（第1期）の初日が平成30年10月1日以降である場合、本要件は就労継続支援A型事業所にのみ適用されます。
- ⑨ 対象労働者の雇入れ日より前に特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の支給決定の対象となった者のうち、助成対象期間※6の末日の翌日から起算して1年を経過する日（以下「確認日B」という）が基準期間内にある者が5人以上いる場合であって、それらの者が、確認日B※7の時点で離職※8している割合が25%を超えていないこと※8
※6：助成対象期間の途中で離職した場合も、雇入れ時に定められた助成対象期間とします。
※7：助成対象期間が3年の者の場合は、確認日Bを「助成対象期間の末日の翌日」とします。
※8：⑧における※2、3、4、5は、⑨においても同じです。

5. 障害者雇用納付金制度に基づく助成金一覧

障害者作業施設設置等助成金

労働者である障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設、トイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業設備（以下「作業施設等」）の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。工事や購入で行う設置または整備を第1種助成、賃借で行う設置又は整備を第2種助成としています。

なお、対象となる障害者が雇用され、または職場復帰もしくは人事異動等から6か月を超える期間が経過しており、作業施設等の設置または整備を行う十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の設置（賃借を除く）または整備	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者	2/3	・障害者1人につき450万円 （作業設備のみは1人につき150万円 （中途障害者の場合は450万円）） ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合は1人につき上記の半額 ・1事業所あたり一会計年度につき 合計4,500万円	—
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設等の賃借による措置	（在宅勤務の者も対象）		・障害者1人につき月13万円 （作業設備のみは1人につき月5万円 （中途障害者の場合は13万円）） ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合は1人につき上記の半額	3年間

障害者福祉施設設置等助成金

労働者である障害者の福祉の増進を図るため、障害特性による課題に配慮した休憩室等の福祉施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額
・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 （在宅勤務の者も対象）	1/3	・障害者1人につき225万円 ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき上記の半額 ・1事業所または事業主の団体1団体あたり一会計年度につき合計2,250万円

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度障害者を多数継続して雇用（※）するために必要となる事業施設等の設置または整備を行うことと合わせて、障害者を雇用する事業所としてのモデル性が認められる場合に、その費用の一部を助成します。

対象となる障害者	助成率	限度額
・重度身体障害者 ・知的障害者（重度でない知的障害者である短時間労働者を除く） ・精神障害者 ★対象障害者を10人以上継続して雇用し、雇用労働者数に占める対象障害者数の割合が2/10以上であることが必要	2/3 特例 3/4	・1認定 5千万円 （同一事業所に対する支給額との合計額は1億円を限度）

（注）受給資格の認定後に事業施設等の設置または整備に要する費用に充てる資金の借入れる場合の利息についても助成します。
（借入金の限度額は、設置または整備に要した経費の7/30または1750万円のいずれか低い額：最長5年間）

（注）事前相談が必要です。

障害者介助等助成金

労働者である障害者の障害特性に応じた雇用管理を適切に行うために必要となる業務に係る介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

なお、①および③の助成金は、対象となる障害者が雇用されて1年以上経過しており、介助等に十分な必要性がないと判断される場合は、助成対象とはなりません。

④⑤の助成金は、対象となる障害者の雇入れ、勤務時間延長、配置転換、業務内容変更、職場復帰または企業在籍型職場適応援助者助成金に係る支援の終了日から6か月を超える期間が経過している場合は、助成対象とはなりません。

⑥の助成金は、対象となる障害者の職場復帰日から3か月を超える期間が経過している場合は、助成対象とはなりません。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①職場介助者の配置または委嘱助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱	・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能障害を重複する者	3/4	(事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者) ・配置1人 月15万円 ・委嘱1人 1回1万円 年150万円まで	10年間
○事務的な業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱	・3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害および3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害を重複する者		(事務的な業務以外の業務に従事する視覚障害者) ・委嘱1人 1回1万円 年24万円まで	
②職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続	(在宅勤務の者も対象)	2/3	(事務的な業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者) ・配置1人 月13万円 ・委嘱1人 1回9千円 年135万円まで	5年間 (①の支給期間の終了後)
○事務的な業務以外の業務に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継続			(事務的な業務以外の業務に従事する視覚障害者) ・委嘱1人 1回9千円 年22万円まで	
③手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金 ○聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱	6級以上の聴覚障害者	3/4	・委嘱1人 1回6千円 ・年28万8千円まで (障害者9人までの場合)	10年間

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額等	支給回数
④障害者相談窓口担当者の配置助成金 ○障害者の合理的配慮に係る相談等に応じる者の増配置または委嘱	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 (在宅勤務の者も対象)	新たに障害者相談窓口担当者を「増配置」する	【専従の場合】1人につき月額8万円 ・給与月額の3分の1の額が8万円を下回る場合は、その額。 ・1人につき最大6か月かつ2人まで。 【兼任の場合】1人につき月額1万円 ・給与月額の10分の1の額が1万円を下回る場合は、その額。 ・1人につき最大6か月(中小企業は最大12か月)かつ5人まで。	1回 (事業所単位)
		障害者相談窓口担当者に研修を受講させる	・専門機関等に支払った研修受講費の3分の2の額(円未満切り捨て)(最大20万円) ・研修を受講した障害者相談窓口担当者1人につき時間額700円(上限月10時間かつ10人まで) ただし、増配置に伴い助成を受ける障害者相談窓口担当者は人数から除く。	
		相談窓口業務等を専門機関に委託する	委託経費として支払った額の3分の2(上限月額10万円かつ最大6か月)	

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額等	支給期間
⑤職場復帰支援助成金 ○職場復帰のために必要な職場適応の措置の実施	・身体障害者 ・精神障害者（発達障害のみ有する者を除く） ・難病等患者 ・高次脳機能障害のある者（在宅勤務の者も対象）	中途障害等により1か月以上の休職を余儀なくされた者が職場復帰するための次の職場適応措置 ①時間的配慮 ②職務開発等 ③②に伴う講習	①②：月額 4万5千円 （中小企業：6万円） ③：半年 2～9万円 （中小企業：3～12万円）	1年間
⑥職場支援員の配置または委嘱助成金 ○業務遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員の配置または委嘱	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・難病等患者 ・高次脳機能障害のある者	対象障害者を雇い入れ、勤務時間の延長、配置転換、業務内容変更、職場復帰または企業在籍型職場適応援助者による支援の終了の日から6か月以内に職場支援員を配置（雇用、委嘱）	配置：短時間労働者以外の者 月額3万円（中小企業：4万円） 短時間労働者 月額1万5千円（中小企業：2万円） 委嘱：1回1万円 （配置の場合の各月額に対象月数を乗じた額が上限）（月額4万円が上限）	2年間 （精神障害者は3年間） （※）

（※）企業在籍型職場適応援助者による支援終了を配置理由とするものは6か月

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額等	支給期間
⑦重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 ○障害者が行う業務の介助を重度訪問介護等サービス事業者に委託	次のいずれにも該当する者 ・重度訪問介護サービスの利用者、同行援護の利用者または行動援護の利用者 ・身体障害者、知的障害者または精神障害者 ・雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が職場介助の支援が必要と認めた者 （在宅勤務の者も対象）	職場での介助（業務に必要な介助） ・パソコンの操作代行、文字盤や口文字等の読み取りなど	月額 13万3千円（中小企業：15万円） ・対象者1人あたり ・委託費の4/5を助成（中小企業：9/10）	委託した年度の末日まで

（注）⑦の助成金は、事前に市町村への事業実施の確認および相談が必要です。

職場適応援助者助成金

職場適応に課題を抱える障害者に対して、職場適応援助者による支援を行う場合に、その費用の一部を助成します。

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額等	支給期間
①訪問型職場適応援助者助成金 ○訪問型職場適応援助者による支援	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・難病等患者 ・高次脳機能障害のある者	地域障害者職業センターが作成または承認した支援計画に基づく訪問型職場適応援助者による支援	・精神障害者以外 1日：4時間以上1万6千円、4時間未満8千円 ・精神障害者 1日：3時間以上1万6千円、3時間未満8千円 ・養成研修受講料の1/2	精神障害者以外 1年8か月 精神障害者 2年8か月
②企業在籍型職場適応援助者助成金 ○企業在籍型職場適応援助者による支援	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・発達障害者 ・難病等患者 ・高次脳機能障害のある者 ・地域障害者職業センターが作成する職業リハビリテーション計画のある者	地域障害者職業センターが作成または承認した支援計画に基づく企業在籍型職場適応援助者による最初の支援	・精神障害者以外 短時間労働者以外の者 月6万円（中小企業：8万円） 短時間労働者 月3万円（中小企業：4万円） ・精神障害者 短時間労働者以外の者 月9万円（中小企業：12万円） 短時間労働者 月5万円（中小企業：6万円） ・養成研修受講料の1/2	6か月

重度障害者等通勤対策助成金

労働者である障害者の障害特性による通勤等の課題を軽減または解消するための措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。

なお、対象となる障害者が雇用されて6か月を超える期間が経過しており、その通勤を改めて容易にする必要がないと判断される場合は、中途障害者となった場合または障害者の重度化が認められる場合もしくは人事異動等を除き、助成対象となりません。

助成金名	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①住宅の賃借助成金 ○対象障害者用の住宅の賃借	・ 重度身体障害者 ・ 3級の体幹機能障害者 ・ 3級の視覚障害者 ・ 3級または4級の下肢障害者 ・ 3級または4級の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者	3/4	・ 世帯用 月10万円 ・ 単身者用 月6万円	10年間
②指導員の配置助成金 ○対象障害者用住宅への指導員の配置（事業主の団体を含む）			・ 配置1人 月15万円	
③住宅手当の支払助成金			・ 障害者1人 月6万円	
④通勤用バスの購入助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの購入（事業主の団体を含む）			・ バス 1台700万円	
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 ○対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱（事業主の団体を含む）			・ 委嘱1人 1回6千円	
⑥通勤援助者の委嘱助成金 ○対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱	★②指導員の配置、④通勤用バスの購入、⑤通勤用バス運転従事者の委嘱は対象障害者が5人以上であることが必要	3/4	・ 委嘱1人 1回2千円 ・ 交通費 1認定3万円	1月間
⑦駐車場の賃借助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借			・ 障害者1人 月5万円	10年間
⑧通勤用自動車の購入助成金 ○自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	・ 2級以上の上肢障害者 ・ 2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・ 3級以上の体幹機能障害者 ・ 3級以上の心臓、じん臓もしくは呼吸器またはぼうこうもしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫もしくは肝臓の機能の障害のある者 ・ 4級以上の下肢障害者 ・ 4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・ 5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者		・ 購入 1台150万円（1級または2級の両上肢障害者の場合は1台250万円）	-

助成金名	対象となる障害者	対象となる措置	限度額等	支給期間
⑨重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金 ○障害者の通勤の援助を重度訪問介護等サービス事業者に委託	次のいずれにも該当する者 ・ 重度訪問介護サービスの利用者、同行援護の利用者または行動援護の利用者 ・ 身体障害者、知的障害者または精神障害者 ・ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業を実施する市町村等が通勤の支援が必要と認めた者 ※在宅勤務の者も対象	通勤援助 ・ 公共交通機関の利用に必要な援助	月額 7万4千円（中小企業：8万4千円） ・ 対象者1人あたり ・ 委託費の4/5を助成（中小企業：9/10）	委託した日から3か月まで

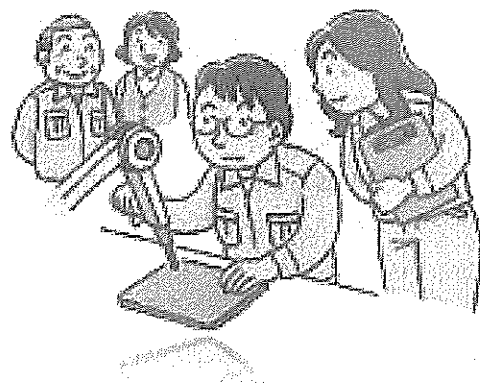
（注）⑨の助成金は、事前に市町村への事業実施の確認および相談が必要です。

網走市の障がい者就労に関する補助制度

■ ジョブコーチ養成研修費補助金 ■

（目的）

障がい者の職場を体験する機会の拡大及び就労能力の向上を促進するため、障がい者の就労を支援するジョブコーチの養成研修又は基礎研修へ参加する経費の一部を補助する。



（補助対象者）

補助の対象者は、研修実施機関が定める参加要件を満たした従業員を研修に参加させるもので次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （１）現に障がい者を雇用している又は障がい者の雇用を予定している網走市内所在の企業、社会福祉法人、NPO法人でその従業員をジョブコーチ養成研修又はジョブコーチ基礎研修に参加させるもの。
- （２）現に障がい者の職場実習を受け入れている又は受け入れを予定している網走市内所在の企業、社会福祉法人、NPO法人でその従業員をジョブコーチ養成研修又はジョブコーチ基礎研修に参加させるもの。
- （３）現に障がい者就労に対する支援を行っている又は行うことを予定している網走市内所在の企業、社会福祉法人、NPO法人でその従業員をジョブコーチ養成研修又はジョブコーチ基礎研修に参加させるもの。

（補助対象経費）

補助対象となる経費は、研修参加に係る次の費用とする。

- （１）宿泊費
開催地の宿泊施設利用料金
- （２）交通費
開催地への公共交通機関及び自家用車での往復の経費
- （３）受講料
実施機関が規定する額

（申請及び問い合わせ先）

網走市役所 社会福祉課 障がい福祉係

■障がい者職場実習・雇用受入事業補助金■

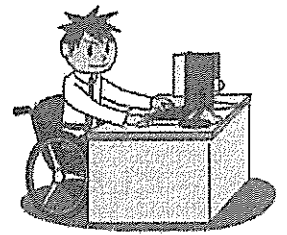
（目的）

障がい者の職場を体験する機会の拡大及び就労能力の向上を促進するため、網走市の企業等が行う障がい者の職場実習及び雇用の受け入れにあたって生じる諸費用の一部を補助する。

（補助対象となる雇用、職場実習）

補助金の交付の対象となる雇用、職場実習は、網走市内に所在する企業等において新たに障がい者の受け入れが行われるものであり、次の各号すべてに該当するもの。

- （１）雇用又は職場実習の受け入れ期間が３ヶ月を超えるもの。ただし、企業等の責めによらないやむを得ない事情により受け入れ期間が３ヶ月を超える前に雇用又は職場実習を中止せざるを得ない場合はこの限りではない。
- （２）障がい者の就労又は職場実習が原則として週３日以上となるもの。（受け入れ期間内において平均週３日以上となるものを含む。）
- （３）当該雇用又は職場実習を行うことについて、国や他の地方公共団体又は公共的団体等の補助が受けられないもの。
- （４）市税の滞納がないこと。



（補助対象経費）

補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費のうち、市長が必要かつ適当と認められる経費とする。

- （１）消耗品費等：障がい者の雇用又は職場実習を受け入れるにあたり発生する作業用消耗品費及び当該障がい者の被服費。
- （２）設備費等：障がい者の雇用又は職場実習を受け入れるにあたり必要とする特殊設備等の購入費。
- （３）施設改修費：障がい者の雇用又は職場実習を受け入れるにあたり必要とする企業等の施設の改修費用。
- （４）人件費：障がい者の雇用又は職場実習が円滑に行われるため、当該障がい者に対し必要な指導、援助を行う者の人件費。この場合の人件費は、実際に指導、援助を行う者の月額賃金（複数の場合は平均月額賃金）を実際に雇用又は職場実習を受け入れた日数及び時間で除して得られる額（時間単価）に実際に指導、援助を行った時間数を乗じて得られた額とする。
- （５）その他：その他市長が必要と認める経費。

（補助率及び補助限度額）

補助金の額は対象経費の全額とし、限度額は障がい者の雇用又は職場実習の受入人数により次の区分のとおりとする。

- （１）１人から５人　　３０，０００円
- （２）６人から１０人　５０，０００円
- （３）１０人以上　　７０，０００円

ただし、当該申請に係る補助金の対象経費が、障がい者の雇用又は職場実習の受入人数に関わらず必要と認められる場合は、前項の区分によらず補助金の限度額を７０，０００円とする。

（申請及び問い合わせ先）

網走市役所 社会福祉課 障がい福祉係